4月開校めざして

進む第6向陽小の建設工事

豊かな教育環境づくりを

"子どもたちのつくる小学校"として、非常にユニークな考え方をもとにスタートした、市内六番目の小学校・第6向陽小学校の建設は、天候にも恵まれ、いま順調に進められています。

新しい学校は、マンモス校（向陽小・第2向陽小）を解消し、教育環境の向上をめざし、昨年九月から、寺戸町大枚地域（桓武天皇皇后陵の西側）約一万九千平方メートルの敷地に建設されているものです。

工事は現在、全工程の約六〇%を終え、建設現場も徐々に学校らしさをましてきました。

校舎は鉄筋コンクリート三階建で、内部には普通教室二十、特別教室五（音楽室、図工室、理科室、家庭科室、視聴覚室・図書室）特殊教室三（ことばきこえの教室を含む）をはじめ、職員室・放送室・用務員室それに給食室などが含まれています。

また体育館の建設も同時に進められており、開校時には完成し、いままでの学校のように、門校初年度に体育館がないというような不自由さはなくなります。

これらの校舎・体育館などの工事費は約八億四百万円で、すべて山城学校建設公社の立替え施工で行われています。

新しい学校は、すでに昨年十一月に通学区域も決っており、四月には、児童数約七百六十人・二十三クラス（ことば・きこえ・障害児学級を含む）でスタートする予定です。

4月開校をめざし、順調に進む第6向陽小の建設工事

保育所　入所申請は7日から受付けます

昭和五十五年度の保育所への入所申請の受付けを、一月七日（月）から行います。

入所を希望される方は、入所申請書に必要事項を記入のうえ、受付け期間中に必ず提出してください。

また入所申請書は、現在保育所に入所されている方も、申込み中の方も、この期間中にあらためて提出してください。

▽受付け期間
1月7日(月)～13日(日)
午前9時～午後4時（土曜日・日曜日も同じ時間内で受付けます）

▽受付け場所
市役所1階玄関ロビー

▽お問い合わせ
福祉事務所　内線　二八〇

窓口業務は4日から　市民会館は5日から

年始の業務案内

■窓口業務は1月4日の午前9時から平常どおり行います。

■住民票の取次所はかどや手芸店（東向日駅前）は1月4日から、山口たばこ店（西向日駅前）西川時計店（向日町駅前）は6日から平常どおり。

■市民会館は1月5日から平常どおり開館します。また中央公民館・物集女公民館も同じです。

■老人福祉センターは1月5日から平常どおり行います。

■ゴミの収集は1月5日から平常どおり行います。

■し尿のくみとりは1月7日から平常どおり行います。

年始の医療機関

■急患診療は乙訓医師会では、1月3日まで、急病患者の応急診療を当番医院において行います。

当日の診療所は、テレホンサービス（☎九三一―三九〇〇）でお問い合わせください。

■歯科応急診療は京都府歯科医師会では、1月3日までの応急診療を次の場所で行います。

◇府歯科医師会館＝京都市北区紫野御所田町33
☎四四一―七一七一

◇府歯科医師会伏見会館＝京都市伏見区今町西角
☎六二二―三四一八

ご利用下さい　7日から　昼休み窓口を

市では、一月七日から、市民課の窓口事務など一部の事務について、昼休み時間中（正午～午後一時）も受付けます。

◆昼休みに受付けを行う窓口・事務内容は
▽市民課＝戸籍・住民票の謄抄本・印鑑証明の発行
▽税務課＝評価・車庫・課税・納税証明の発行
▽会計課＝税金・料金等の受取り
▽水道部＝料金の受取り

なお、各種の登録・届出相談等については、専門的なことがらもありますので、平常の執務時間中にお越しください。

どうぞご利用ください。

すいどうめも③

●検針

検針は二か月ごとにお伺いし、使用量を「使用水量のお知らせ」に記入してお渡しします。

ただし、次のような場合には、使用量を認定させていただきます。

(1)メーターが故障しているとき
(2)留守などで検針できないとき

また、検針が正しくできるように次のことをお願いします。

①メーターボックスの上に物を置かないように
②メーターボックスの中はいつもきれいに
③犬はメーターボックスから離してつないでおくように
④家の増・改築などのときは、メーターボックスを見やすいところへ

水道メーターをときどき見るようにしていますと、漏水があればすぐに発見できます。

それには、メーターの中に赤い星印（なければ一番下のℓの単位の赤い針）がありますので、家中のじゃ口をしめて、それがもし少しでも回転していれば、どこかで漏水していることになります。

至急に、市水道部または市水道公認業者に連絡してください。

工業統計調査にご協力お願いします

通産省では、現在「工業統計調査」を実施しています。

工業統計調査は、製造業についての国勢調査ともいえるもので、毎年十二月三十一日現在で、すべての事業所を全国一斉に調査するものです。

調査員が各事業所をお伺いしていますので、ご協力くださいますようお願いします。

この調査によって、わが国の製造業の実態や製造活動の現状が明らかになるほか、調査のデーターは製造業のみなさんが各種製品の生産・販売プランをお立てになる場合の参考になるのをはじめ、たとえば、都市開発や下水道計画の資料となるなど、わたしたち国民生活の向上に広く活用されます。

みなさんにご記入いただいた調査票は、統計以外の目的に使われることは絶対にありませんので、安心してありのままをお書きください。

▽お問い合わせ
企画課調査係　内線　二七七

困りごと相談

あらゆる困りごとに、各機関の専門家が相談に応じます。

▷とき　1月8日・22日(火)
午前10時～午後3時
▷ところ　向日市民会館

消費者相談コーナー

専門の相談員が商品の品質や安全性など、消費生活全般について、不審な点や疑問などの相談に応じます。お気軽にお越しください。

また、相談は電話、手紙でも受付けます。

▼とき　毎週火曜日　午後1時～4時（相談日以外は市民安全課まで）
▼ところ　市民相談室
▼お問い合わせ
市民安全課　内線二三五

無料法律相談

▽とき　1月26日（土）午前10時～正午
▽ところ　市役所1階市民相談室
▽内容　金銭貸借・土地・財産などの法律問題
▽予約日　24日（木）午前9時から受付け（先着4名・電話でも可）
▽申込み　広報広聴課　内線二五一

予約制

飲酒運転を追放しよう

飲酒運転追放府民運動～1月10日

酒酔い運転はもちろん、酒気帯び運転も道路交通法で禁じられていることは、ドライバーのみなさんなら百も承知のこと。"わかっちゃいるけど。――毎年、全国で1万人以上の人が酒酔い、酒気帯び運転で交通事故を起こしています。

本人はもちろん、周囲の人も「運転する人は酒を飲まない」「飲んだら運転しない」「運転する人には酒を出さない。飲ませない」の三原則を徹底させるようにしましょう。

酒酔い運転や麻薬・覚せい剤・シンナーなどの影響による無謀運転をすると1回で違反点数が15点となり、運転免許が取消されるほか、麻薬などの影響による運転の罰則が強化されています。

◇

◆罰則　懲役2年以下
罰金5万円以下
◆違反点数　15点